

不安呼ぶ改正労災法

〇〇問題、対政府交渉の経過

〇〇担当執行委員 中原 一

はじめに

昨年よりの懸案事項であった〇〇問題をめぐる労働省(対政府)交渉を、去る二月二十四日、二十五日、さらに三月二日にわたり開きました。

とくに今次の〇〇問題は、昨年五月通常国会で行なわれた労災保険法の改正に伴い、〇〇患者六十三人の長期傷病補償給付の取り扱いが大きな問題となりました。三池労組はそこから厳しい情勢と法改正により増大する患者の不安をふまえ、労働省交渉を前に、一月の頃から福岡労働基準局、大牟田労働基準監督署、それに大牟田労災病院の主治医などへの抗議、要請行動を積みあげていきました。

労働省交渉事項は、

- (1) 長期傷病補償給付者(〇〇患者六十三人)に対する、労災法改正にともなう新しい取り扱いについて。
- (2) 九・二八坑内火災被災〇〇患者で経過観察中の患者(六人)の取り扱いについて。
- (3) 九・二八坑内火災被災〇〇患者で経過観察中の患者(六人)の取り扱いについて。
- (4) 七級認定〇〇患者(百七十五人)の五級認定への新措置について。

動かした組合の主張

だが、残された問題も……

(2) 九・二八坑内火災被災〇〇患者の再発申請にもとづく、経過観察者の(九人)の取り扱いについて。

交渉経過について

一、長期傷病補償給付の取り扱いについて

(内訳、じん肺患者七千人、せき損三千人、その他三千人) いま、主張、あるいは指摘し、その結果最終的には、次のように取り扱うことになりました。

一、長期傷病補償の取り扱いについては、暫定処置として従来通りとする。

二、本年八月、年金支払いまで、該当〇〇患者のランクづけを六月を目途にはつきり行ない、再度炭労・三池労組と協議する。

三、九・二八〇〇患者の経過観察患者の取り扱いは、労働省は、労働省交渉で、〇〇患者の実態、その家族の悩み、〇〇闘争の歴史的経過と課題、さら

三池労組は、その全員の傷病補償年金給付を要求し、労働省もそのままと認めて解決した。

三、九・二八〇〇患者の経過観察患者の取り扱いについて

労働省は、数名の患者について「これ以上治療を続けても、医学上治療効果がなし」との理由で「治癒認定」する意志のあることを明らかにするとともに、患者の社会復帰を考慮するうえでも「傷病補償年金給付に切り替えること」も、最善の策ではないかと主張してきました。

しかし三池労組は、経過観察患者の実態、家族の苦痛、さらには労災補償打ち切り後の患者の職場での実態(万田・新港両作業所)などを訴えました。

交渉は難行しましたが、最終的には次のようになりました。

一、当面、傷病補償年金支給取り扱いは、暫定処置として従来通りとする。

二、近い将来、最善の対策を協議する。

三、七級〇〇患者についてこの五級取り扱いについて

五級問題の経過について述べる

と、〇〇患者が障害認定を受けた時期(昭和四十六年当時)には、〇〇患者に対する五級の認定基準がなかった。昭和五十年の九月労働省は、

労災法改正の問題点

昨年五月の通常国会で労災法が改正されましたが、被災労働者はもちろん、私たちにも不利益をもたらす幾つかの内容をもっています。

新設された傷病認定年金では、「療養をはじめて一年六カ月を経過した時点で、廃疾の程度によって、一級・二級のランクづけ」が行なわれることになりました。ランクづけの時点で、「症状が軽い」ということで大半の被災者が三級を適用され、ときには三級を三級と適用されない被災労働者が続出する恐れさえ出てきています。

さらに新法では、企業側で未払賃金があった場合その立て替え払いを、労災保険金から充当することにならなっているのです。これは労災保険の財源を圧迫し、絶対に業務上疾病と認定されるべき被災労働者が、そのため認定されないことすらあるというのです。

同時にこのことは、企業に働く労働者の企業側と対立・企業側と労働者の権利を主張する意図が見られるところでもあります。

私たちは今次の労災保険法の改正に伴い、自民党政府・独占資本の意図を直視し、労働災害・職業病を、職場・地域から撲滅する闘いの意義を広く労働者に訴え、闘いの輪をさらに広げなければなりません。

全国高退連が集会

【連合】全国高退連・退職者の会連絡会議(松井資治会長)が三月三日、東京で年金改善、高齢者医療の確立を求める「全国高退連中央決起集会」を参加者六百人で開いた。これは五十二年度の社会保険関係費を「七・七%(前年度比)の伸び率にとどめよう」という、福田自民党内閣の低福祉政策に抗議するもので、当面、福祉年金月三万円、拠出制国民年金月四万円に引き上げなどを要求。特に福祉年金三万円は「賃金の底上げ」という点からも重視する(福田勝高連連事務局長)としている。

豊かに大地評駅伝

三池から二チーム敢闘

駅伝のこま



十三日、五年ぶりに行なわれた大地評駅伝に、三池労組から二位三化Dの各チーム。

同駅伝には三池から有志チーム(宮浦指導部と三池労組の合同チーム)参加、敢闘した。参加が、また高田・瀬高両町職チームも参加、意欲を大きく高めた。二、三チームの選手十八人。女性二

どうなる、ゆく末?

改正された労災法はいよいよ4月1日から施行されるが三池じん肺患者の会(向井芳雄会長)の会員の間にも、自分たちのゆく末がどうなるか、との暗い不安が広がっている。(写真は心配気な向井会長)東京近郊に住むじん肺患者は、たまりかねて労働省にかけこみ抗議する人さえいるといわれる。こんな政治は1日も早く絶たねば……。